

山梨県公報

号外第二十号

平成十九年

三月三十日

金 曜 日

目 次

条 例

山梨県条例の一部を改正する条例……………一
山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………三

条例のあらまし

1 山梨県条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(税務課)

(一) 地方税法の一部改正に伴い、不動産取得税等について次の改正を行うこととした。
不動産取得税

(1) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が取得する事業用施設に係る減額措置の適用期限を平成二十一年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る減額措置の適用期限を平成二十年三月三十一日まで延長することとした。

(二) 自動車取得税

(1) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化する等所要の見直しを行った上で、適用期限を平成二十一年三月三十一日まで延長することとした。

(2) メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止することとした。

3 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(税務課)

1 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる設備について、新設し、又は増設する期限を平成二十一年三月三十一日まで延長することとした。

条 例

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十六号

山梨県条例の一部を改正する条例

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
第四十三条の三第四号中、「第七十二条の二第九項第四号、第五号」を、「第七十二条の二第九項第五号」に改める。

第四十七条第二項中、「住宅金融公庫、」を削り、「本項」を、「この項」に改める。

第七十三条第一項中、「(法第五十三條第四十三項)」を、「(法第五十三條第四十四項)」に、「本章」を、「この章」に、「第八十条」を、「第七十九条」に改め、同項の表

第一号中、「第五十三條第四十三項に規定する控除」を、「第五十三條第四十四項に規定する控除、充当」に改め、同条第二項中、「(法第五十三條第四十三項)」を、「(法第五十三條第四十四項)」に、「本章」を、「この章」に改め、同項の表第一号中、「第五十三條第四十三項に規定する控除」を、「第五十三條第四十四項に規定する控除、充当」に改める。

附則第十條第一項中、「住宅金融公庫、」を削る。

附則第十條の二第一項中、「平成十九年三月三十一日」を、「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中、「平成十九年三月三十一日」を、「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十二條の五第二項中、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で府令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの(次条第一項、第三項及び第四項において、「電気自動車等」という。)」を削り、「平成二十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を、「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中、「道路運送車両法第四十條第三号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第三項、第五項又は第六項」を、「から第四項まで、第六項又は第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中、「第三項」を、「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十條第

一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第三項から第六項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率（次項及び第八項並びに次条第三項から第六項までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。）を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」に、「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車（内燃機関）に、「第二条第十項」を「第二条第十四項」に、「以下この項において「特定自動車」という」を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車（バス、トラックその他の府令で定めるものである場合にあつては百分の二・七を、当該特定自動車（乗用車その他の府令で定めるものである場合にあつては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二）に改め、同項各号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第三項から第六項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び次条第三項から第六項までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第五百十條の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で府令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので府令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの

附則第十二條の六第一項中「電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車（府令で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で府令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車（府令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物）で府令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で府令で定めるもの（第三項及び第四項において「電気自動車等」という。）に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（以下「新条例」という。）第四十三
条の三第四号の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、
平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による改
正前の山梨県県税条例第四十七条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた住
宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対
して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する
自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二条の五第四項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九
年八月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項
第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当
するもので府令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定
自動車」とする。

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十七号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和四十五年山梨県条例第三
十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、
「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」を「第十二条第一
項の表の第一号口又は第四十五条第一項の表の第一号口」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番